

## 東京都島しょ地域縁結び事業支援助成金交付要綱

4 公東観地事第 65 号

令和 4 年 4 月 1 日

### (通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による東京都島しょ地域縁結び事業支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この助成金は、島しょ地域の町村、観光協会等、商工会等が行う縁結びに関連する観光施設整備等の新たな事業に対して必要な助成金を交付することにより、島しょ地域への観光客の誘致を促進することを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「縁結び」とは、男女等のつながりを深めるもの、恋愛成就をうたうものなどを指す。
- (2) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、助成事業を行う島しょ地域の町村・観光協会等・商工会等をいう。
- (3) 「町村」とは、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村、御蔵島村及び小笠原村の地方自治体をいう。
- (4) 「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とし、町村又は東京都との連携のもとに設立された団体をいう。
- (5) 「商工会等」とは、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員及び使用人その他の従業員若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。

### (助成金の交付対象事業)

第 4 条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成事業者が実施する施設等整備事業及び観光振興事業で、次の各号のいずれかに合致する事業とする。ただし、他の補助金等（町村から使途を指定されていない補助金等は除く）を一部財源とする事業を除く。

#### (1) 施設等整備事業

縁結びの視点を取り入れることにより、新たな観光需要の創出に資する事業で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然

公園地域及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域その他の権利制限区域においては、法令に基づく許認可の得られるものでなければならない。

- ア 縁結び観光を象徴するような工作物の設置（モニュメント等）
- イ 新たな観光施設の整備
- ウ 案内板、道標、標識の設置
- エ その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの

## （２）観光振興事業

縁結びの視点から地域の魅力を発信する事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 紙媒体による情報発信
- イ 電子媒体等による情報発信
- ウ イベント実施（オンライン開催のものを含む）
- エ オンラインツアーの実施
- オ その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの

## （助成対象事業費）

第 5 条 助成金は、助成事業に必要な別表 1 に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

## （助成率等）

第 6 条 助成額は、助成対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、1 件について施設等整備事業に当たっては 1,000 万円以内、観光振興事業に当たっては 500 万円以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

## （助成金の交付申請）

第 7 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに別記第 1 号様式及び別記第 1 号様式の 2 に必要な書類を添えて理事長に申請しなければならない。

## （助成金の交付決定）

第 8 条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査・審査の上、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第 2 号様式により、助成金の交付申請を行った申請者に速やかに通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第 2 号様式の 2 により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、第 1 項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

## （申請の取下げ）

第 9 条 助成事業者は、前条の規定による助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、当該交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した

書面を理事長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

なお、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第 10 条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第 1 項の規定による助成金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金等を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の助成金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第 1 項の規定による取消に係る助成事業等についての助成金等に準ずるものとする。

(承認事項)

第 11 条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第 3 号様式により理事長の承認を受けなければならない。ただし、第 2 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告に代えることができる。

(1) 助成事業に要する経費の配分を 20%を超えて変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止、又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、必要に応じて条件を付し、その旨を別記第 4 号様式により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第 5 号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況)

第 13 条 理事長は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、助成事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第 14 条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、助成事業者に対し助成事

業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第 15 条 理事長は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 16 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から 30 日を経過した日又は助成金交付決定の属する会計年度の 2 月末日(施設等整備事業については 1 月末日)のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第 6 号様式により助成事業の実績を理事長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び請求)

第 17 条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第 7 号様式により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により、交付すべき助成金の確定額は、第 6 条の規定により算出する額(千円未満の端数は切捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定に当たり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

4 第 1 項の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに別記第 8 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 18 条 理事長は、前条第 1 項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置を命ずることができる。

2 第 16 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支出)

第 19 条 理事長は、第 17 条第 4 項の請求書の提出を受けたときは、当該請求書を受領した日の翌日から 30 日以内にこれを支払うものとする。

(決定の取消し)

第 20 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するに至ったとき。

(4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 17 条第 1 項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第 21 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の経理等)

第 22 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

(財産の管理及び処分)

第 23 条 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 助成事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第 9 号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により助成事業者が利益が生じたときは、交付した助成金額の範囲内

でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(検査及び事業効果の報告)

第 24 条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 25 条 助成事業者は、第 20 条により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、第 21 条によりその返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 26 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額はまず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 27 条 第 25 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 28 条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第 29 条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 7 日から施行する。



別表 1（第 5 条第 1 号関係）

1. 助成対象経費

（1）施設等整備事業

| 区分                               | 摘要                                                                                                                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 縁結び観光を象徴するような工作物の設置              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン費</li> <li>・施工費</li> <li>・内外装工事費</li> <li>・工作物等の設置に係る費用</li> <li>・案内板等の制作設置費</li> </ul> |
| 新たな観光施設の整備                       |                                                                                                                                     |
| 案内板、道標、標識の設置                     |                                                                                                                                     |
| その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの | 事業実施に直接必要なものに限る                                                                                                                     |

（2）観光振興事業

| 区分                               | 摘要                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙媒体による情報発信                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費</li> <li>・デザイン費、印刷製本費</li> <li>・広告掲載費</li> </ul>                                                                                                  |
| 電子媒体等による情報発信                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費</li> <li>・コンテンツ等制作費</li> <li>・記事掲載費</li> <li>・広告掲載費</li> <li>・VR 機材等購入費</li> </ul>                                                                |
| イベント実施<br>（オンライン開催のものを含む）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費</li> <li>・会場使用料</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・運営費（旅費等は除く）</li> <li>・【オンライン開催の場合】<br/>VR 機材等の備品等購入費</li> </ul>                                         |
| オンラインツアーの実施                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費</li> <li>・商品造成費（専門家監修等の報酬費、モニターツアー等の販売前の検証に係る費用、ガイド研修費用）</li> <li>・商品販売費</li> <li>・広告宣伝費</li> <li>・運営費（旅費等は除く）</li> <li>・VR 機材等の備品等購入費</li> </ul> |
| その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの | 事業実施に直接必要なものに限る                                                                                                                                                                                 |

※紙媒体による情報発信に要する経費、電子媒体等による情報発信に要する経費については、情報発信するまでの経費を対象とする。

※イベント・オンラインツアーの実施について、年に複数回実施する場合は初回申請時に該当イベント等の申請を行い、複数回のイベント等実施に必要な経費を対象とする。

## 2. 助成対象外とする経費

| 区分                                                                                                                                                    | 摘要                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費                                                                                                                                  |                        |
| 法定耐用年数に満たない施設設備の改修等に係る経費                                                                                                                              |                        |
| 消耗品の購入                                                                                                                                                | 事業実施に直接必要なものを除く        |
| 助成事業者の人件費及び運営に係る経費                                                                                                                                    |                        |
| 施設設備等の維持管理に係る経費                                                                                                                                       |                        |
| 単なる施設の撤去及び仮工作物の設置に要する経費                                                                                                                               |                        |
| 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画施設として定められた公園緑地及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく都市公園（都市公園法に基づく予定公園施設を含む。）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童遊園の区域に係る施設の設置に要する経費 |                        |
| 旅費                                                                                                                                                    |                        |
| サーバー設備等の維持管理に係る経費                                                                                                                                     | サーバー購入費、サーバー使用料、回線使用料等 |
| 金券等購入費                                                                                                                                                |                        |
| 租税公課                                                                                                                                                  | 消費税等                   |
| その他事業に直接関係しない経費                                                                                                                                       | 儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等 |